

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号  
ナレッジスイート株式会社  
代表取締役社長 稲 葉 雄 一

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月20日（木曜日）午後6時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年12月21日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号  
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）  
AP虎ノ門 11階 ルームB  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第12期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第12期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件     |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件              |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件          |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めにより、インターネット

上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ksj.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ksj.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国、中国の貿易摩擦など不安定な国際情勢から先行き不透明な状態であるものの、国内企業の業績、雇用情勢共に改善が見られ、緩やかな景気拡大基調が継続しております。

当社グループが属するIT/ソフトウェア業界では、クラウドサービス利用企業が順調に増加してきており、また国内で進む営業部門の「働き方改革」への機運の高まりから、中堅・中小企業の営業支援ソリューション需要も拡大しております。（「クラウド型CRM市場の現状と展望2017年度版」株式会社ミック経済研究所）

一方で、労働集約業態となっている日本企業のIT人材は、2015年で約17万人、2030年には約59万人が不足し、ますます人材不足が深刻化していくと予想され、その中でも、クラウド、ビッグデータ、IoTのほか、人工知能やロボット、デジタルビジネス、そして情報セキュリティなど、先端IT技術に携わる人材のニーズがより一層高まっております。（出展：平成28年6月10日 経済産業省発表 IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果）

このような状況下で、当社は引き続き中堅・中小企業向けSFA/CRMクラウドサービス「Knowledge Suite（ナレッジスイート）」を中心に、ストック型のクラウドサービス拡販と機能強化に注力してまいりました。

平成30年1月には営業活動データを可視化する新機能として「GRIDYデータ分析」をリリースいたしました。平成30年4月には経済産業省「平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業」における「IT導入支援事業者」に認定され、東北エリア含め販売パートナーの拡大など、全国の中堅・中小企業へのクラウドサービス導入促進を推進してまいりました。また平成30年7月には、中堅・中小企業の働き方改革として業務の自動化・効率化のニーズに対応するため、WEBデータベースサービスを開発する

株式会社インプリムとの資本業務提携を行いました。

さらに、当社が長年培ってきたクラウドインテグレーションノウハウをベースにした先端IT技術者の育成、及び市場ニーズに即した先端技術力、研究開発体制の強化を図るため、第3四半期より新たにシステムエンジニアリング事業に進出し、高いIT技術力を有するシステムエンジニアリングサービスを提供する株式会社フジソフトサービスを子会社化いたしました。これにより、クラウドベンダーとして、高度な技術者集団として、多くの優秀な技術者の確保と人工知能、ビッグデータ、情報セキュリティ、IoT等の先端IT技術者の育成を行い、市場ニーズに即したIT人材の創出とそれによる新たな収益基盤を構築いたしました。

なお、株式会社フジソフトサービスについては、平成30年4月1日を目なし取得日として、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は967,786千円、営業利益は48,486千円、経常利益は43,757千円、親会社株主に帰属する当期純利益は59,722千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から、報告セグメントの区分を変更しております。

#### (クラウドソリューション事業)

クラウドソリューション事業は、営業活動の可視化、営業活動の自動化を目指す法人向けマルチテナント型クラウドサービスとして開発した統合型営業・マーケティング支援クラウドサービスの開発・販売、また、中堅・中小企業の営業・マーケティング課題を解決支援する導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、WEBマーケティング支援からなるソリューションサービスの2つのサービスを軸に事業を展開しております。

クラウドサービスにつきましては、新規顧客獲得に向けた積極的なマーケティング・営業活動を展開したことで、中堅・中小企業の問い合わせ数及び新規契約社数は過去最大のペースで推移しておりますが、主力サービスであるSFA/CRMクラウドサービス「Knowledge Suite (ナレッジスイート)」を利用する大手企業の大口契約が終了し、クラウドサービス継続収入が減少した影響により、当連結会計年度における売上高は553,765千円となりました。

ソリューションサービスにつきましては、クラウドインテグレーションにおける新規案件受注が好調であったため、当連結会計年度における売上高は280,901千円となりました。

これらの結果、売上高は834,667千円、セグメント利益は322,013千円となりました。

(システムエンジニアリング事業)

システムエンジニアリング事業は、当社が長年培ってきたクラウドインテグレーションノウハウをベースにした先端IT技術者の育成、及び市場ニーズに即した先端技術力、研究開発体制を共有していくことで、今まで以上にニーズの高いシステムエンジニアリングサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、子会社の株式会社フジソフトサービスのシステムエンジニアリングサービスにおきまして、既存取引先との取引深耕が奏功し安定的な受注を確保できたほか、新規顧客からの案件受注も寄与し、順調に推移しました。なお、当連結会計年度において株式会社フジソフトサービスを連結対象としております。

これらの結果、売上高は144,428千円、セグメント利益は21,510千円となりました。

(注) 当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であるため、前年同連結会計期間との比較分析は行っておりません。

事業別売上高

| 事業区分           | 第11期<br>(平成29年9月期)<br>(前連結会計年度) |     | 第12期<br>(平成30年9月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比 |     |
|----------------|---------------------------------|-----|---------------------------------|-------|----------|-----|
|                | 金額                              | 構成比 | 金額                              | 構成比   | 金額       | 増減率 |
| クラウドソリューション事業  | —                               | —   | 823,357千円                       | 85.1% | —        | —   |
| システムエンジニアリング事業 | —                               | —   | 144,428                         | 14.9  | —        | —   |
| 合計             | —                               | —   | 967,786                         | 100.0 | —        | —   |

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 資金調達の様況

当社は、平成29年12月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額522,928千円の資金調達を行いました。また、その他に、金融機関より長期借入金として500,000千円の調達を行いました。

③ 設備投資の様況

当連結会計年度の設備投資については、設備投資の総額は80,562千円であり、主なものは、クラウドサービスの新機能ソフトウェアの開発、及び本社移転に伴う建物、工具、器具及び備品であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は、平成30年6月1日付で、株式会社フジソフトサービスの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

また、平成30年8月1日付で、株式会社インプリムが実施する第三者割当増資を引き受け、普通株式（発行済株式数の14.3%）を取得しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 9 期<br>(平成27年9月期) | 第 10 期<br>(平成28年9月期) | 第 11 期<br>(平成29年9月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年9月期) |
|-------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 528,714             | 588,542              | 790,671              | 967,786                           |
| 経 常 利 益(千円)             | 24,488              | △14,362              | 150,954              | 43,757                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 22,531              | △101,231             | 147,693              | 59,722                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | 10.54               | △47.36               | 69.10                | 12.57                             |
| 総 資 産(千円)               | 441,169             | 399,383              | 537,591              | 1,671,770                         |
| 純 資 産(千円)               | 340,965             | 239,734              | 387,286              | 995,171                           |
| 1株当たり純資産 (円)            | 159.46              | 112.10               | 181.20               | 200.98                            |

- (注) 1. 当社は、第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前については、当社単体の数値を記載しております。
2. 第9期、第10期及び第11期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。
3. 当社は、平成29年10月5日付で普通株式1株につき200株、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
4. △印は損失を示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容    |
|---------------|----------|----------|------------------|
| 株式会社フジソフトサービス | 10,000千円 | 100.0%   | システムエンジニアリングサービス |

- (注) 1. 平成30年6月1日に株式会社フジソフトサービスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社フジソフトサービス       |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都千代田区岩本町2丁目18番14号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 628,000千円           |
| 当社の総資産額                         | 1,640,553千円         |

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

##### ① 人材の確保と育成

当社は、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させることで、当社が提供するサービスの差別化を図ってまいりました。将来にわたり顧客企業から支持されるには、問題解決力の高い社員による質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。当社は、即戦力としての中途採用と中長期的な事業拡大に不可欠な新卒採用による採用活動を積極的に進めてまいります。また、優秀な人材の確保及び維持のために、福利厚生の実施やストック・オプション制度の運用、従業員への教育研修などを積極的に進めてまいります。

##### ② 事業環境及び市場に関する課題

当社を取り巻くIT業界は、技術革新が目覚ましく競合他社の参入の可能性や技術の均衡化による更なる競争激化の可能性があります。今後、急速な技術革新や企画・開発力を強大に持つ会社の台頭などにより、当社の競争力や優位性を保つことが困難となる可能性があります。当社は、市場動向を見据えた迅速な対応、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させる技術開発力、営業力強化及び販売代理店との連携強化によって、市場のニーズを的確にとらえることで差別化を図ってまいります。

##### ③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制に関する課題

当社が継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、その強化への取り組みを推進し、株主、従業員、取引先等全てのステークホルダーに対して経営の適切性、健全性を最大限に発揮してまいります。また、内部管理体制については、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行うこと、定期的な内部監査の実施によるモニタリング機能の強化などにより、業務の効率化とリスク最小化を追求し、内部統制の強化を進めてまいります。

④ 品質管理力の強化

顧客企業に継続的に当社サービスをご利用いただくためには、当社で汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映するとともに、満足して利用して頂ける品質で提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しております。

このため、当社の製品・サービスをお客様に提供するまでのすべての制作工程について、品質のチェックを更に強化するとともに、継続的に改善を行い高品質なサービスを提供できる仕組みを構築してまいります。

⑤ 認知度向上

当社は、当社が提供する主力クラウドサービス「Knowledge Suite (ナレッジスイート)」をご利用する顧客企業数を増加させることが、当社の安定成長にとって重要であると認識しております。このため、既にご利用されている顧客企業の満足度向上を図ると同時に、WEBページの不具合の改善、各種イベントや広告展開等とおして、「Knowledge Suite (ナレッジスイート)」の認知度の向上に努めております。

⑥ 当サービスの安定的なシステム稼働

当社サービスは、クラウド上で運営しており、顧客企業に快適に利用して頂くためには、システムを安定的に稼働させつつ、不具合等が発生した場合に速やかに解決する必要があります。当社は、顧客企業に当社サービスを安心してご利用いただけるよう、顧客企業のデータは、世界最大のデータセンター事業者Equinix社の日本法人であるエクイニクス・ジャパン株式会社が運営する強固なデータセンターで管理しております。

(5) 主要な事業内容（平成30年9月30日現在）

| 事業区分           | 事業内容                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| クラウドソリューション事業  | クラウドサービスに係る開発、販売、サポート、導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、WEBマーケティング支援 |
| システムエンジニアリング事業 | システムエンジニアリングサービスの提供<br>ITエンジニアの派遣                           |

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年9月30日現在）

① 当社

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

② 子会社

|               |             |
|---------------|-------------|
| 株式会社フジソフトサービス | 本社（東京都千代田区） |
|---------------|-------------|

(7) 使用人の状況（平成30年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|----------|-------------|
| クラウドソリューション事業  | 50 (2) 名 | - (-)       |
| システムエンジニアリング事業 | 26 (-) 名 | - (-)       |
| 全社（共通）         | 7 (-) 名  | - (-)       |
| 合計             | 83 (2) 名 | - (-)       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 平成30年6月に連結子会社を取得しているため、臨時従業員の年間平均人員数及び前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|----------|-------|--------|
| 57 (1) 名 | 8 (-) 名増 | 32.9歳 | 2.8年   |

(注) 使用人数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年9月30日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 499,450千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年12月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,099,200株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 4,951,600株  
 (3) 株主数 1,714名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 稲 葉 雄 一                                                              | 1,394,000株 | 28.15%  |
| NOMURA PB NOMINEE<br>S T K 1 L I M I T E D                           | 556,800株   | 11.24%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社                                          | 283,400株   | 5.72%   |
| スターティアホールディングス<br>株 式 会 社                                            | 271,000株   | 5.47%   |
| ジェイズ・コミュニケーション<br>株 式 会 社                                            | 264,400株   | 5.33%   |
| 岡 原 達 也                                                              | 204,800株   | 4.13%   |
| 柳 沢 貴 志                                                              | 204,000株   | 4.11%   |
| 稲 葉 貴 美 子                                                            | 183,000株   | 3.69%   |
| 飯 岡 晃 樹                                                              | 174,000株   | 3.51%   |
| DEUTSCHE BANK AG LON<br>DON GPF CLIENT OMNI<br>- F U L L T A X 6 1 3 | 169,500株   | 3.42%   |

- (注) 1. 発行済株式の総数には自己株式48株が含まれております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年10月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。  
 ② 平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

### 3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成30年9月30日現在）

|                        |                   | 第4回新株予約権                                    | 第5回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成22年5月26日                                  | 平成26年9月22日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 12個                                         | 139個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 24,000株 (注) 1<br>(新株予約権1個につき2,000株)    | 普通株式 55,600株 (注) 1<br>(新株予約権1個につき400株)      |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>300,000円<br>(1株当たり150円) (注) 1 | 新株予約権1個当たり<br>120,000円<br>(1株当たり300円) (注) 1 |
| 権利行使期間                 |                   | 平成24年5月1日から<br>平成32年4月30日まで                 | 平成28年8月7日から<br>平成36年8月6日まで                  |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2                                       | (注) 2                                       |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 28,000株<br>保有者数 2名  |
|                        | 社外取締役             | (該当なし)                                      | (該当なし)                                      |
|                        | 監査役               | (該当なし)                                      | (該当なし)                                      |

|                        | 第 6 回新株予約権                                    | 第 8 回新株予約権                                    |                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成27年6月23日                                    | 平成29年5月17日                                    |                                             |
| 新株予約権の数                | 45個                                           | 308個                                          |                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 18,000株 (注) 1<br>(新株予約権 1 個につき400株)      | 普通株式 123,200株 (注) 1<br>(新株予約権 1 個につき400株)     |                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                            | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                            |                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1 個当たり<br>120,000円<br>(1株当たり300円) (注) 1 | 新株予約権 1 個当たり<br>130,000円<br>(1株当たり325円) (注) 1 |                                             |
| 権利行使期間                 | 平成28年8月7日から<br>平成36年8月6日まで                    | 平成29年5月18日から<br>平成39年5月17日まで                  |                                             |
| 行使の条件                  | (注) 2                                         | (注) 2                                         |                                             |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く)                             | 新株予約権の数 14個<br>目的となる株式数 5,600株<br>保有者数 1名     | 新株予約権の数 119個<br>目的となる株式数 47,600株<br>保有者数 5名 |
|                        | 社外取締役                                         | (該当なし)                                        | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 2名   |
|                        | 監査役                                           | (該当なし)                                        | 新株予約権の数 3個<br>目的となる株式数 1,200株<br>保有者数 1名    |

(注) 1. 平成29年10月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割、及び平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表は分割後の株式数及び行使価格に換算して記載しております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- ② 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、外部協力者、その他これに準じる者であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、外部協力者、その他これに準じる者であることを要する。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 稲 葉 雄 一 | －                                                         |
| 取 締 役     | 飯 岡 晃 樹 | 執行役員CRMビジネスユニット長<br>株式会社フジソフトサービス 代表取締役<br>社長             |
| 取 締 役     | 岡 原 達 也 | 執行役員CRMビジネスユニット ソリュ<br>ーション3部部長<br>株式会社フジソフトサービス 取締役      |
| 取 締 役     | 柳 沢 貴 志 | 執行役員コーポレートビジネスユニット長<br>株式会社フジソフトサービス 監査役                  |
| 取 締 役     | 雄 川 賢 一 | 執行役員CRMビジネスユニット R&D<br>部管掌<br>株式会社フジソフトサービス 取締役           |
| 取 締 役     | 古 川 征 且 | スターティアレイズ株式会社 代表取締役<br>社長<br>スターティアホールディングス株式会社<br>常務執行役員 |
| 取 締 役     | 和 田 信 雄 | －                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 浅 見 靖 則 | －                                                         |
| 監 査 役     | 太 田 諭 哉 | 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー<br>代表取締役<br>税理士法人スパイラル 代表社員           |
| 監 査 役     | 三 浦 謙 吾 | 銀座高岡法律事務所 弁護士                                             |

- (注) 1. 取締役 古川征且氏、和田信雄氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 監査役 浅見靖則氏、太田諭哉氏、三浦謙吾氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役の和田信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 太田諭哉氏は、公認会計士として財務及び会計並びに企業経営に関する相当の知見と経験を有しております。
5. 監査役 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
平成29年12月26日開催の第11回定時株主総会において、新たに雄川賢一氏は取締役役に選任され就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は、各取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                  | 支給人数  | 報酬等の額             |
|----------------------|-------|-------------------|
| 取<br>（う ち 社 外 取 締 役） | 6(1)名 | 41,492 (1,200) 千円 |
| 監<br>（う ち 社 外 監 査 役） | 3(3)名 | 7,950 (7,950) 千円  |
| 合 計                  | 9(4)名 | 49,442 (9,150) 千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年12月26日開催の第11回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年7月25日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の員数は7名ですが、無報酬の者が1名いるため支給人数と相違しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 古川征且氏は、スターティアレイズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先とはクラウドサービス販売に関する販売パートナーの関係があります。また、同氏はスターティアホールディングス株式会社の常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 太田論哉氏は、株式会社スパイラル・アンド・カンパニー代表取締役、税理士法人スパイラル代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 三浦謙吾氏は、銀座高岡法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区分    | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                         |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 古川 征 且  | 当事業年度の取締役会16回のうち14回に出席し、主にIT業界に関する広範な知見と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。                                                                                |
| 社外取締役 | 和 田 信 雄 | 当事業年度の取締役会16回すべてに出席し、豊富な事業部門責任者及び経営者としての経験、見識に基づき、当社経営陣から独立した立場から業務執行に対する発言を行っております。                                                           |
| 社外監査役 | 浅 見 靖 則 | 当事業年度の取締役会16回すべてに出席し、主に管理部門責任者及び経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、取締役の適法性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。  |
| 社外監査役 | 太 田 論 哉 | 当事業年度の取締役会16回のうち14回に出席し、主に財務及び会計の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、取締役の適法性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度の監査役会15回のうち13回に出席し、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 三 浦 謙 吾 | 当事業年度の取締役会16回すべてに出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、取締役の適法性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。        |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19,900千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,400   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、新規上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を多年度にわたる持続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

当事業年度におきましては、当社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を行いました。また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対してコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための教育を実施いたしました。

内部監査担当と監査役は、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期において十分な意見交換を行い、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めました。

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

### (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、当社の内部監査、監査役監査等の実施により確認し、必要に応じて是正措置を講じております。
- ② 当社は、当社グループにおける企業倫理、法令遵守の推進及び徹底のため、当社グループの役職員が遵守すべき行動規範として「コンプライアンス規程」を制定しております。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制については、「グループ会社管理規程」及びその他の当社社内規程に従い、その運用を行っております。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの役職員に内部通報制度を周知させるとともに通報者の匿名性を最大限確保し、経営陣から独立した窓口を設け、内部通報制度の実効性を高めております。

### (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理しております。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することが可能となっております。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー及び従業員の利益を阻害する要因の除去・軽減に努め、事業の継続・安定的発展を確保していくことをリスクマネジメントの基本方針としております。
- ② 当社の内部監査担当は、当社グループにおける個別のリスクマネジメント上の課題への対策についてその実施状況及び実効性等を監査し、代表取締役社長へ報告しております。

### (4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の重要事項を決議するとともに、各取締役が報告する業務執行の状況を監督しております。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行っております。
- ② 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。
- ③ 取締役会における意思決定を迅速に行い、また業務執行を適時的確に行うために、必要に応じて業務執行取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を開催し、経営方針や経営戦略等に関する協議及び意思決定に必要な情報共有を積極的に行っております。
- ④ 取締役を含む業務執行全般の効率的な運営を図るべく、「組織規程」及び「職務権限規程」において業務分掌・職務権限を定め、各職位の責任・権限を明確にし、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしております。
- ⑤ 事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

### (5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ内の情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行っております。
- ② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。

- ③ 当社は、「内部監査規程」を定め、内部監査担当は、当社のほか、子会社の業務全般にわたって監査を行い、その結果を当社代表取締役社長に報告しております。
- (6) **監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の独立性並びにその使用人に対する実効性の確保に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合には、監査役補助者の配置を取締役会に要請することを可能としております。
- ② 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けない体制としております。
- (7) **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社は、監査役がその職務を遂行するために必要と判断するときにはいつでも取締役及び使用人に報告を要請することを可能としております。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告しております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査の計画及び結果を監査役会に報告しております。
- ④ 当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (8) **その他監査役による監査が実効的に行われていることを確保するための体制**
- ① 監査役は、代表取締役社長との意見交換会の開催や重要な会議への出席により、経営方針、経営課題に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ② 監査役会は、内部監査担当、会計監査人との連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、監査業務の実効性、効率性を高めております。
- ③ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるとしております。
- (9) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
- ① 当社は、当社グループに適用する「反社会的勢力対策規程」を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力が

らの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応することとしております。

- ② 「反社会的勢力対策規程」に基づき、顧問弁護士及び関係行政機関との連携を密にし、グループ内の情報展開を行っております。

#### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内諸規程の整備や業務プロセスの整備を行い、内部統制システムの構築に取り組んでおります。
- ② 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図っております。

#### (11) ITへの対応

- ① ITへの投資は、各部門からの要望と事業計画を照らして実施計画を立案しております。
- ② 経営者は、システムを利用した業務手続きと手作業による業務手続きの特長を把握し、いずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点で、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

## 連結貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産     | 1,141,201 | 流動負債         | 187,699   |
| 現金及び預金   | 935,707   | 買掛金          | 17,008    |
| 売掛金      | 139,655   | 一年内返済予定長期借入金 | 68,200    |
| 仕掛品      | 610       | リース債務        | 8,264     |
| 前払費用     | 25,922    | 未払金          | 25,018    |
| 繰延税金資産   | 23,712    | 未払費用         | 13,794    |
| その他      | 16,180    | 未払法人税等       | 9,375     |
| 貸倒引当金    | △588      | 前受金          | 15,997    |
| 固定資産     | 530,568   | 賞与引当金        | 19,165    |
| 有形固定資産   | 104,105   | その他          | 10,874    |
| 建物       | 60,788    | 固定負債         | 488,899   |
| 工具器具備品   | 5,067     | 長期借入金        | 431,250   |
| リース資産    | 38,249    | リース債務        | 33,909    |
| 無形固定資産   | 353,383   | 資金除去債務       | 23,456    |
| のれん      | 238,996   | その他          | 283       |
| ソフトウェア   | 83,017    | 負債合計         | 676,598   |
| その他      | 31,368    | (純資産の部)      |           |
| 投資その他の資産 | 73,080    | 株主資本         | 995,171   |
| 投資有価証券   | 28,000    | 資本金          | 650,944   |
| 敷金及び保証金  | 30,052    | 資本剰余金        | 641,044   |
| その他      | 15,028    | 利益剰余金        | △296,731  |
|          |           | 自己株式         | △85       |
| 資産合計     | 1,671,770 | 純資産合計        | 995,171   |
|          |           | 負債純資産合計      | 1,671,770 |

## 連結損益計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金      | 額       |
|-------------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                         |        | 967,786 |
| 売 上 原 価                       |        | 356,776 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 611,010 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 562,523 |
| 営 業 利 益                       |        | 48,486  |
| 営 業 外 収 益                     |        |         |
| 受 取 利 息                       | 9      |         |
| 助 成 金 収 入                     | 6,944  |         |
| 為 替 差 益                       | 111    |         |
| そ の 他                         | 734    | 7,799   |
| 営 業 外 費 用                     |        |         |
| 支 払 利 息                       | 3,268  |         |
| 株 式 交 付 費                     | 6,723  |         |
| 上 場 関 連 費 用                   | 2,264  |         |
| そ の 他                         | 272    | 12,528  |
| 経 常 利 益                       |        | 43,757  |
| 特 別 利 益                       |        |         |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 | 45,986 | 45,986  |
| 特 別 損 失                       |        |         |
| 減 損 損 失                       | 6,493  | 6,493   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 83,250  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 13,537 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 9,991  | 23,528  |
| 当 期 純 利 益                     |        | 59,722  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 59,722  |

## 貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産     | 693,981   | 流動負債         | 164,547   |
| 現金及び預金   | 530,393   | 買掛金          | 10,858    |
| 売掛金      | 107,240   | 一年内返済予定長期借入金 | 68,200    |
| 仕掛品      | 610       | 未払金          | 24,428    |
| 前払費用     | 25,069    | 未払費用         | 12,573    |
| 繰延税金資産   | 16,272    | 未払法人税等       | 9,340     |
| その他      | 14,983    | 前受金          | 15,997    |
| 貸倒引当金    | △588      | リース債務        | 8,264     |
| 固定資産     | 946,571   | 賞与引当金        | 7,860     |
| 有形固定資産   | 104,105   | その他          | 7,024     |
| 建物       | 60,788    | 固定負債         | 488,615   |
| 工具器具備品   | 5,067     | 長期借入金        | 431,250   |
| リース資産    | 38,249    | リース債務        | 33,909    |
| 無形固定資産   | 141,386   | 資産除去債務       | 23,456    |
| のれん      | 27,000    | 負債合計         | 653,162   |
| ソフトウェア   | 83,017    | (純資産の部)      |           |
| その他      | 31,368    | 株主資本         | 987,390   |
| 投資その他の資産 | 701,080   | 資本金          | 650,944   |
| 投資有価証券   | 28,000    | 資本剰余金        | 641,044   |
| 関係会社株式   | 628,000   | 資本準備金        | 641,044   |
| 差入保証金    | 30,052    | 利益剰余金        | △304,511  |
| その他      | 15,028    | その他利益剰余金     | △304,511  |
| 資産合計     | 1,640,553 | 繰越利益剰余金      | △304,511  |
|          |           | 自己株式         | △85       |
|          |           | 純資産合計        | 987,390   |
|          |           | 負債・純資産合計     | 1,640,553 |

# 損 益 計 算 書

(平成29年10月1日から)  
(平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 834,667 |
| 売 上 原 価                 |        | 260,403 |
| 売 上 総 利 益               |        | 574,263 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 494,438 |
| 営 業 利 益                 |        | 79,825  |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 5      |         |
| 助 成 金 収 入               | 6,944  |         |
| 為 替 差 益                 | 111    |         |
| そ の 他                   | 0      | 7,061   |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 3,268  |         |
| 株 式 交 付 費               | 6,723  |         |
| 上 場 関 連 費 用             | 2,264  |         |
| そ の 他                   | 272    | 12,528  |
| 経 常 利 益                 |        | 74,358  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 減 損 損 失                 | 6,493  | 6,493   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 67,864  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,502 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,420  | 15,922  |
| 当 期 純 利 益               |        | 51,941  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月7日

ナレッジスイート株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水野 雅史 ㊞

指定有限責任社員業務  
執行社員

公認会計士 澤田 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナレッジスイート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成30年9月14日開催の取締役会においてビクタス株式会社の株式取得による会社の買収を決議し、平成30年10月1日において株式取得手続を完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月7日

ナレッジスイート株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水野 雅史 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 澤田 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月16日

ナレッジスイート株式会社 監査役会

常勤社外監査役 浅 見 靖 則 ㊟

社外監査役 太 田 諭 哉 ㊟

社外監査役 三 浦 謙 吾 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- ③ その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3)監査役会<br/> (4)会計監査人<br/> 第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u><br/> 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)<br/> 第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/> (取締役の員数)<br/> 第20条 当社は、<u>取締役9名以内とする。</u><br/> (新設)</p> <p>第21条 (条文省略)<br/> (取締役の選任方法)<br/> 第22条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)<br/> 3 (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>(3)会計監査人<br/> 第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)<br/> 第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/> (取締役の員数)<br/> 第19条 当社の<u>取締役は、13名以内とする。</u><br/> <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)<br/> (取締役の選任方法)<br/> 第21条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)<br/> 3 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その就任時に在任する取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役<u>および監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。</u>) については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第33条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                             | 変更案  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p><u>(常勤監査役)</u><br/> <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                 | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                             | (削除) |
| <p><u>(監査役会議事録)</u><br/> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                           | (削除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                       | (削除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                         | 変更案                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                         | <u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                                      |
| (新設)                                         | <u>(監査等委員会議事録)</u><br><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> |
| (新設)                                         | <u>(監査等委員会規程)</u><br><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u>                                   |
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>                                                                                |
| <p>第<u>42</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>        | <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>                                                                                      |
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>    | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p>                                                                                   |
| <p>第<u>44</u>条 (条文省略)</p>                    | <p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>                                                                                                  |
| (新設)                                         | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br><u>第40条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>     |

| 現行定款                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p><br><p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p><br><p>(削除)</p><br><p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p><br><p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 稲葉雄一<br>(昭和43年4月29日) | 平成10年2月 ㈱博報堂キャブコ（現 ㈱博報堂DYキャブコ） 入社<br>平成10年7月 ㈱メンバーズ 入社<br>平成11年2月 ㈱インピリック電通（現 ㈱電通ワンダーマン） 入社<br>平成13年4月 ㈱電通テック 入社<br>平成18年10月 当社設立 代表取締役社長 就任（現任）                                                                                            | 1,394,000株     |
| 2     | 飯岡晃樹<br>(昭和42年8月31日) | 平成7年4月 富士通㈱ 入社<br>平成13年5月 イレブンポイントツー㈱（現 モードツー㈱） 入社 取締役 就任<br>平成22年4月 当社入社 執行役員 就任<br>平成22年12月 当社 取締役 ソリューション本部長 就任<br>平成26年12月 当社 取締役兼執行役員 CRMビジネスユニット長 就任（現任）<br>平成30年6月 ㈱フジソフトサービス 代表取締役社長 就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>㈱フジソフトサービス 代表取締役社長 | 174,000株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | おか はら たつ や<br>岡 原 達 也<br>(昭和47年6月29日) | <p>平成8年4月 (株)サブアンドリミナル (現株セブテーニ) 入社</p> <p>平成9年6月 (株)スケール 入社</p> <p>平成18年8月 (株)オプト 入社</p> <p>平成19年4月 当社入社 常務取締役 就任</p> <p>平成20年5月 当社 取締役 クリエーティブ本部長 就任</p> <p>平成26年12月 当社 取締役兼執行役員 CRMビジネスユニット ソリューション3 部部长 就任 (現任)</p> <p>平成30年6月 (株)フジソフトサービス 取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株)フジソフトサービス 取締役</p> | 204,800株       |
| 4         | やなぎ さわ たか し<br>柳 沢 貴 志<br>(昭和49年9月8日) | <p>平成9年4月 (株)NTTメディアスコープ (現 株)NTTアド) 入社</p> <p>平成13年7月 (株)電通テック 入社</p> <p>平成19年11月 当社入社 常務取締役 就任</p> <p>平成20年5月 当社 取締役 マーケティング本部長 就任</p> <p>平成28年12月 当社 取締役兼執行役員 コーポレートビジネスユニット 長 就任 (現任)</p> <p>平成30年6月 (株)フジソフトサービス 監査役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株)フジソフトサービス 監査役</p>                           | 204,000株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | お が わ け ん い ち<br>雄 川 賢 一<br>(昭和50年3月28日) | 平成9年4月 日榮建設工業(株) 入社<br>平成10年10月 由設計事務所 入所<br>平成11年4月 (株)情報数理研究所 入社<br>平成19年8月 三菱総研DCS(株) 入社<br>平成25年8月 当社入社 R&D部部长 就<br>任<br>平成28年12月 当社 執行役員 CRMビジ<br>ネスユニットR&D部部长<br>就任<br>平成30年1月 当社 取締役兼執行役員 C<br>RMビジネスユニットR&D<br>部管掌 就任(現任)<br>平成30年6月 (株)フジソフトサービス 取締<br>役 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)フジソフトサービス 取締役 | -              |

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ふるかわまさかつ<br>古川征且<br>(昭和44年9月17日) | 昭和63年4月 茂木薬品商会(株) 入社<br>平成4年9月 日本テックス(株) 入社<br>平成6年7月 日本デジタル通信(株) 入社<br>平成8年10月 (株)エヌディーテレコム (現スターティアホールディングス(株)) 取締役 就任<br>平成21年4月 スターティアラボ(株) 取締役 就任<br>平成23年4月 スターティア(株) (現スターティアホールディングス(株)) 常務執行役員マーケティング部長兼テクニカルソリューション部長 就任<br>平成25年2月 当社社外取締役 就任(現任)<br>平成26年4月 同社 取締役兼常務執行役員マーケティング本部長 就任<br>平成29年4月 同社 取締役兼常務執行役員事業戦略本部長 就任<br>平成29年11月 スターティアレイズ(株) 代表取締役社長 就任(現任)<br>平成30年4月 スターティアホールディングス(株) 常務執行役員 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>スターティアレイズ(株) 代表取締役社長<br>スターティアホールディングス(株) 常務執行役員 | —              |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | わ だ のぶ お<br>和 田 信 雄<br>(昭和23年12月13日) | 昭和47年4月 ㈱富士通 入社<br>平成元年6月 同社 大阪支店第二金融部長<br>代理<br>平成3年4月 同社 本社第一金融統括第一<br>部長<br>平成7年4月 同社 本社第一金融統括<br>平成11年4月 同社 関西支社長<br>平成17年4月 ㈱富士通F I P入社 取締役<br>営業本部長 就任<br>平成21年6月 ㈱富士通F I P S入社 取締<br>役副社長 就任<br>平成25年6月 S a l e s C r e a t e 起業<br>(個人事業主)<br>平成29年5月 当社取締役 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>該当事項はありません。 | -              |
| 3         | み うら けん ご<br>三 浦 謙 吾<br>(昭和55年7月1日)  | 平成21年9月 司法試験合格<br>平成22年12月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>平成23年1月 みらい総合法律事務所 入所<br>平成27年3月 当社監査役 就任(現任)<br>平成29年10月 銀座高岡法律事務所 設立<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>銀座高岡法律事務所 弁護士                                                                                                                                               | -              |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | い か が て る ひろ<br>伊 香 賀 照 宏<br>(昭和59年2月18日) | 平成19年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社<br>平成23年5月 公認会計士登録<br>平成24年11月 上海邁伊茲咨询有限公司 入社<br>平成25年9月 ファーサイト会計事務所(現 税理士法人ファーサイト) 入社<br>平成25年12月 税理士登録<br>平成28年8月 ㈱MUGENUP 社外監査役 就任(現任)<br>平成28年9月 税理士法人ファーサイト 代表社員 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>税理士法人ファーサイト 代表社員<br>㈱MUGENUP 社外監査役 | -              |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川征且、和田信雄、三浦謙吾、伊香賀照宏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 古川征且氏は、IT業界における数々の事業部門責任者及び経営者として同業界における豊富な知識と経験を有しております。このため、当社と同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年10か月であります。なお、当社は、同氏が代表取締役を務めるスターティアレイズ㈱より、当社サービス販売による売上、及び同社から業務委託の支払い等がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。
- (2) 和田信雄氏は、IT業界における数々の事業部門責任者及び経営者としての経歴を持つことから、企業経営に関する豊富な知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年7か月であります。

- (3) 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - (4) 伊香賀照宏氏は、公認会計士、及び税理士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、和田信雄氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、三浦謙吾氏及び伊香賀照宏氏の選任が承認された場合、当社は両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、和田信雄氏及び三浦謙吾氏の両氏との間に、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、第1号議案「定款一部変更の件」並びに和田信雄氏及び三浦謙吾氏の両氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き当社と両氏の間で同様の契約を締結する予定であります。また、古川征且氏及び伊香賀照宏氏の両氏の選任が原案どおり承認された場合には、新たに同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、法令に定める最低責任限度額となります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
当社の取締役の報酬等の限度額は、平成29年12月26日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、現在と同額の年額100百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案に係る取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職務にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル  
(日本酒造虎ノ門ビル) AP虎ノ門 11階 ルームB  
TEL 03-3501-2109



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

|    |             |              |       |
|----|-------------|--------------|-------|
| 交通 | 東京メトロ銀座線    | 「虎ノ門駅」(9出口)  | 徒歩約3分 |
|    | 都営三田線       | 「内幸町駅」(A4出口) | 徒歩約3分 |
|    | JR・東京メトロ銀座線 | 「新橋駅」        | 徒歩約8分 |